社債権者集会決議認可公告

平成二十二年五月二十一日開催の株式会社鬼怒川温泉山水閣第一回転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」といいます。）の社債権者集会における左記決議について、同年五月二十五日付で宇都宮地方裁判所の認可決定（宇都宮地方裁判所平成二十二年五月二十五日決定）がありましたので、その旨公告いたします。

記

本社債に係る償還期日一部変更による一部支払猶予及び新株予約権の行使請求期間の変更並びにこれらに伴う本社債要項の変更の件

（変更後の本社債要項の抜粋）

七　償還の方法及び期限

（一）本社債の元金は、平成二十年五月三十一日、平成二十一年五月三十一日及び平成二十三年五月三十一日を償還すべき日（以下「償還期日」という。）として、次号に従って償還する。

（二）各償還期日における元金償還額は、本社債の額面二千五百万円につき金二千五百万円とし、平成二十年五月三十一日及び平成二十一年五月三十一日にそれぞれ金五千万円を、平成二十三年五月三十一日に金二億五千万円を償還する。

（三）現行どおり

（四）現行どおり

十　本新株予約権の内容

（一）から（三）現行どおり

（四）本新株予約権の行使請求期間

本社債の社債権者は、平成十七年八月三十一日から平成二十三年五月三十日（第七項第（四）号に定めるところにより平成二十三年五月三十一日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日）までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下本件新株予約権の行使の請求を「行使請求」という。）ができる。行使請求期間を経過した本新株予約権については行使請求することができない。

（五）から（十七）現行どおり

平成二十二年六月三日

栃木県日光市鬼怒川温泉滝五三〇番地

発行会社　株式会社鬼怒川温泉山水閣

代表取締役　川崎　正胤

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年五月二十五日開催の通常総会において、出資一口の金額を一万円から五千円に減少することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備えおいてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告いたします。

平成二十二年六月三日

北海道北見市東三輪五丁目一番地四

北見鉄工協同組合

代表理事　倉本　登

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年五月十二日開催の通常総会において、出資一口の金額を十万円から五万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十二年六月三日

東京都目黒区緑が丘二丁目一八番一六号

解体リサイクルシステム協同組合

代表理事　彦坂　武功

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年四月十二日（号外第七十九号）公布財務省令第三十三号（法人税法施行規則及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
三			四租税特別措置法」、	租税特別措置法」に、
一六ページ	一	一一行目の	「外（別表六（二の二）「25」－32の外）（32の②）」を	「外（別表六（二の二）「23」－32の外）（32の②）」は
			「外（別表六（二の二）「25」－（32の外））（32の②）」を	「外（別表六（二の二）「23」－（32の外））（32の②）」の誤り。
	一八	終りから三行目	「（平成一九〃五「取得価額の合計額((9)の合計額)(12)」	「平成「取得価額の合計額((9)の合計) (12)」
二〇ページ		終りから一一行目から二一ページ二行目までの	「連結法人間の貸倒引当金の戻入額の合計額　21　22　連結法人間取引の損益の加算調整額の合計額　22」は	
			「各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額　21　22　連結法人間取引の損益の加算調整額の合計額　22」の、	
			「連結法人間の貸倒引当金の戻入額の合計額　21　22　連結法人間取引の損益の減算調整額の合計額　34」は	
			「各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額　21　22」の、	
			「連結法人間の貸倒引当金の繰入額の合計額　33　34　連結法人間取引の損益の加算調整額の合計額　34」は	
			「各連結法人の貸倒引当金の繰入額の合計額　33　34　連結法人間取引の損益の減算調整額の合計額　34」の、	
			「連結法人間の貸倒引当金の繰入額の合計額　33　34」に改め、は	
			「各連結法人の貸倒引当金の繰入額の合計額　33　34」に改め、の誤り。	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月三日付第一一六号一二月十二日付参会第二一号八

八ページ●同日付政府調達第一〇二号一二ページ●五

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）